

佐賀県立地域生活リハビリセンター管理規則（規則第三号）

1 佐賀県立地域生活リハビリセンター（以下「センター」という。）の職制、職務、利用承認等、センターの管理に關し必要な事項を定めることとした。

2 この規則は、平成二三年四月一日から施行することとした。

佐賀県保健所使用料及び手数料徴収規則の一部を改正する規則（規則第四号）

1 行政検便検査を廃止することに伴い、当該検査に係る使用料の規定を削除することとした。（別表関係）

2 この規則は、平成二三年四月一日から施行することとした。

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第五号）

1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九七条第一項の規定による福祉手当に関する事務を佐賀県総合福祉センターで行うこととしたことに伴い、各保健福祉事務所の福祉支援課の分掌事務からこれらの事務を削除することとした。（第三条関係）

2 この規則は、平成二三年四月一日から施行することとした。

佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六号）

1 年金管理者指定届書及び年金支給停止事由発生・消滅届書について、九州各県（沖縄県を除く。）の共通様式とするため、所要の改正を行うこととした。（様式第二五号の二及び様式第二七号関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成二三年四月一日から施行することとした。

佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則（規則第七号）

1 佐賀県総合福祉センターに障害者支援課及び地域生活リハビリ課を置くこ

ととした。(第三条関係)

2 総務課及び判定課の分掌事務を見直すとともに、障害者支援課及び地域生活リハビリ課の分掌事務を定めることとした。(第四条関係)

3 所長の専決事項に、身体障害者手帳の交付等に関する事務及び障害児福祉手当等の支給に関する事務を加えることとした。(第八条関係)

4 所長が専決できる事務のうち、所長が定めるものについて、副所長が専決することができることとした。(第八条関係)

5 その他所要の改正を行うこととした。

6 この規則は、平成二三年四月一日から施行することとした。

特別障害者手当等事務取扱細則の一部を改正する規則(規則第八号)

1 特別障害者手当等に関する事務を保健福祉事務所から佐賀県総合福祉センターに移管することに伴い、所要の改正を行うこととした。(第二条～第四条関係)

2 この規則は、平成二三年四月一日から施行することとした。

3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則(規則第九号)

1 佐賀県立総合看護学院の助産学科の定員を二人から一四人に変更することとした。(第九条関係)

2 この規則は、平成二三年四月一日から施行することとした。

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則(規則第一〇号)

1 修学資金等の返還猶予の対象となる医療機関等に国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人が開設する病院を追加することとした。(第九条関係)

2 この規則は、平成二三年四月一日から施行することとした。